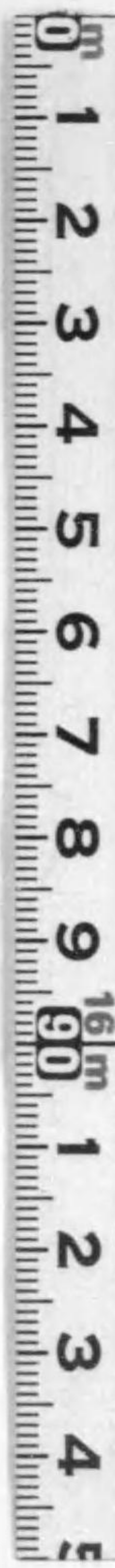


農作物害蟲

326
244



始



農
作
物
害
蟲

茨城縣立農事試驗場

326-244

緒言

本書は農作物害虫の重なるものに就き其發生、經過の概要並に之が驅除豫防の方法を摘録編纂したるものにして之を熟讀實地に應用せば其利益尠からざるべ

きを信ず



大正六年四月

茨城縣立農事試驗場



農作物害蟲目次

第一 普通作物害蟲

○ 螟 蟲
○ 浮塵子 蟲
苞 蟲
螟 蟲
切 蠶
稻 蠶
蝻 蟲
縱葉捲蟲
粟の夜盜蟲
針金蟲
姫金龜子
豆象鼻蟲

第二 特用作物害蟲

枝尺蠖
スカシノメイガ
及ビクハノメイガ
金姑蝻
桑巢蟲
桑天牛
姫象蟲
桑介殼蟲
茶姑蝻
避債蟲
煙草の螟蛉

第三 蔬菜害蟲

○ 夜盜蟲
偽瓢蟲
錦蜂
蚜蟲
山椒蟲
菜花蝶
根切蟲
瓜守
種蠅
梨星蝻
梅蝻
刺蝻
櫻蝻

第四 果樹害蟲

梨象蟲
星天牛
苹果天牛
琉璃天牛
葡萄黃條天牛
栗天牛
栗象蟲
梨椿象
大横這
蚜蟲
綿蟲
サンホゼー介殼蟲
軍配蟲
梨木虫



葡萄フ井ロキセラ

梨心喰虫

柿蒂虫

アケビの木葉蛾

桃心喰虫

梨葉捲蟲

葡萄透羽

小透羽

梨實葉蜂

梨葉潜壁蟲

第五 貯穀害蟲

穀象

麥蛾

重要驅除劑

石油乳劑

除蟲菊加用石油乳劑

石鹼水

除蟲菊加用石鹼合劑

石灰硫黃合劑

バリステグリン

二硫化炭素

驅除豫防劑用藥品名及價格

石灰硫黃合劑稀釋表

サンソー液用法一覽

害蟲驅除豫防法規

農作物害蟲

第一 普通作物害蟲



○蝶蟲(二化螟蟲) 稻の莖を侵す 發生及び被害狀況 年二回の發生をなし、五六月頃第一回の成蟲出で葉の表面に數多の卵を魚鱗狀に産付す、孵化すれば直に稻莖に喰入して黄枯せしめ八月頃蛹となり、次で成蟲となる之は葉の裏面又は葉鞘に産卵す、孵化すれば初め多く一莖に喰入り成長するに従ひ他の莖に移る、害甚しき時は白穂となる幼蟲は刈株又は藁等の中に越冬す

驅除豫防法

- 一 成蟲は捕蟲器にて捕殺すべし
- 二 葉面に産付せる卵塊を採除すべし
- 三 卵塊には寄生蜂あり斃死せしむること多ければ摘採せし卵塊は必ず益蟲保護器に入れ置くべし
- 四 稻の葉鞘黄變せし者を發見せば直に除去すべし

五 葉鞘變色(心枯又は枯穂となるべき物)は直に根元より切取り螟蟲を殺すべし

六 共同に誘蛾燈を點して誘殺すべし

○浮塵子 稻の葉莖を侵す

發生及び被害狀況 年四回發生し五六月頃より苗の葉鞘に産卵し幼蟲は稻の養液を吸収し蛹となる成蟲も稻の養液を吸収す繁殖盛にして被害大なり多くは幼蟲にて越年す

驅除豫防法

- 一 苗代及本田に於て捕蟲器を以て成蟲幼蟲を捕へ器物に水を入れ少許の石油を混したるもの、中へ投入して殺すべし
- 二 田面に石油一反歩に五合乃至一升五合を注ぎ拂ひ落して溺死せしむべし石油は竹筒に穴を穿ちたるものに入れ葉に觸れざる様滴下すべし
- 三 畦畔其他附近堤塘の雜草を燒棄すべし

○苞蟲 稻の葉を侵す

發生及被害狀況 年二回の發生にして氣候適順温度高き年に多く發生す卵は一粒つゝ稻莖に産附し孵化すれば稻莖を捲き漸次生長するに従ひ數葉を綴りて其内に

入り時々出て、葉を喰害す七八月頃最も害多し

驅除豫防法

- 一 捕蟲器を以て成蟲を捕殺すべし
- 二 捲束せし稻葉を解き幼蟲及蛹を捕殺するか又は潰殺器の類を以て潰殺し且つ捲束せる稻葉を解くべし

○螟蛉 稻の葉を侵す

發生及被害狀況 年三回發生す五月頃第一回の蛾發生し苗葉に十數粒乃至數十粒の卵を一所に産付く孵化の幼蟲は葉を喰害し六月下旬に於て稻葉を三角形に綴りて其内に入り蛹化し七月上旬羽化産卵す孵化すれば又稻葉を食害し七月下旬蛹化し八月上旬に於て第三回の成蟲發生産卵し次で孵化し九月上旬蛹となり其儘越冬し翌年五月頃羽化す

驅除豫防法

- 一 稻苗代に於て捕蟲器を以て成蟲幼蟲を掬ひ殺す
- 二 稻葉を捲束したる繭の水上に浮べるを以て取り集め繭内の蛹を潰殺するか鷄等に捕食せしむ

- 三 發生甚しき時は反當一升乃至二升の石油を滴下し幼蟲を拂ひ落して驅除すべし
- 四 除蟲菊加用石鹼液(水一升、石鹼二匁、除蟲菊粉一匁の割合)を噴霧器にて撒布すべし

切 蛆 稻の根を侵す

發生及被害狀況 年一回發生し三四月頃羽化し濕地に産卵す卵は黒色にして孵化すれば苗代或は濕地の畑に來りて稻麥等の稚苗を喰ひ切り大害をなすことあり然れども其幼蟲は長く水中に棲ひ能はざるを以て二三寸水を張り置けば決して其中に入ることもなし幼蟲の儘土中或は稻株中にて越冬し翌春蛹化し三四月頃羽化産卵す

驅除豫防法

- 一 三四月頃羽化の成蟲を捕蟲器にて捕殺し幼蟲は畦畔に棲息するものなれば努めて驅殺すべし

- 二 幼蟲即ち「キリウジ」は深き水中に棲息し能はざれば苗代に一旦水を深く湛へ該

蟲畦畔に這上りたる後苗代の周圍に溝を掘り水を湛へて其の侵入を遮斷すべし

○稻 蝨 稻の莖葉を侵す

發生及被害狀況 年一回發生し六月頃孵化す幼蟲は苗代及本田に集り稻葉を害すること甚しく八九月頃成蟲となり次で稻株中又は土中に産卵す卵は數十粒乃至百

餘粒を數列に並べて一塊となし膠質物を以て之を覆ひ其狀始と土塊の如し斯くて卵の儘越冬す

驅除豫防法

- 一 苗代及本田に於て捕蟲器を以て成蟲及幼蟲を捕殺すべし

- 二 五六月頃田面に灌水する際浮ぶ所の卵塊を採集し之を肥料溜に投入すべし

蝨 蛄 麥、稻、玉葱、葡萄等の根を食害す

發生及被害狀況 年一回の發生にして五月頃より九月に涉りて加害す七月頃地下三四寸の土窩内に二百乃至二百五十粒の卵を産下す卵は大略一ヶ月を経て孵化し三回の脱皮をなし其儘深く地中に入りて越冬す翌年四五月頃第四回の脱皮をなし後第五回の脱皮を終て翅を生す其性濕地を好み田圃の地下を縦横に運行し作物の幼根を食し時に大害を加ふることあり

驅除豫防法

- 一 蝨蛄は暖氣を好む性あるを以て醸温物を以て誘殺し得べし

- 二 燈火に飛來するの性あるを以て誘殺すべし

- 三 該蟲は臭氣を忌むこと大なり其巢孔に蟹の死せるものを投するも殺し得べし

四 罅を設けて捕殺すべし

○縦葉捲蟲 稻の葉を侵す

發生及被害狀況 一年三回の發生にして第一回は五六月、第二回は七月、第三回は八月頃とす。幼蟲は淡綠色を呈し常に稻葉を縦に接合せしめ其内部を喰害して白枯となし老熟せば其内にて蛹化す。蛹は淡黄色を呈す

驅除豫防法

一 蛾の發生時期に當り捕蟲器を以て捕殺すべし

二 幼蟲は稻葉を閉ぢ合せ内部に棲息するに依り被害葉を除去するか又は之を潰殺すべし

三 誘蛾燈を以て成蟲を誘殺すべし

粟の夜盜蟲 粟、陸稻等を侵す

發生及被害狀況 年に數回の發生をなし常に粟、陸稻等の枯葉上に數十乃至百餘粒宛一所に産卵すれども亦葉鞘或は青葉に産附くることあり。孵化すれば初め晝間と雖も葉を食し漸次生長するに従ひ晝は株間又は塵芥等の下に潜伏し夜間出で、喰害す。後土中に入りて蛹化し成蟲若くは幼蟲の有様にて越冬す。此蟲は食物盡くれば

ば隊伍を組み他へ移轉するの性あり

驅除豫防法

一 發生の初期には二三十倍の石油乳劑を撒布して驅除し、成長せし時は被害植物の根際に藁類を布き其下に集るを待ち捕殺すべし

二 畑の周圍に空溝を掘り移轉を遮斷し陥落するものを驅除すべし

針金蟲 麥の莖根及び馬鈴薯等を侵す

發生及被害狀況 幼蟲は常に土中にあり三四月頃は麥の莖根其他馬鈴薯等を害することあり。二三年間幼蟲態にて生存し土中にて蛹となると稱す。普通五月頃成蟲となるものなり

驅除豫防法

一 馬鈴薯甘藷等を切斷して土中に埋め置き之れに集めて捕殺すべし

姬金龜子 豆類、葡萄、桃、苹果、柿、桑其他の葉を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にして幼蟲態にて土中に越冬し六七月頃羽化して成蟲となり土中に産卵す。幼蟲は根を成蟲は葉を喰害して網狀となす

驅除豫防法

- 一 成蟲の墜落性を利用して石油少許を入れたる器中に拂ひ落すべし
- 二 毒劑を應用するも可なり
- 三 耕耘の際幼蟲を捕殺すべし

豆象鼻蟲

大豆、百日紅、萩等の葉及芽を侵す

發生及被害狀況 經過は未だ判然せず成蟲は毎年五六月頃より出でて大豆其他の葉を著しく食害す

驅除豫防法

- 一 早朝露の乾かざる時に於て石油を入れたる金盥の如き器物中に害蟲を振り落すべし
- 二 被害植物に毒劑撒布して驅除すべし

第二 特用作物害蟲

枝尺蠖

桑の芽及葉を侵す

發生及被害狀況 年二回の發生なれども往々三回發生することあり幼蟲の儘樹幹の凹所或は葉杯の間に入りて越冬し翌春桑芽の出づるを待ちて之を食害す老熟すれば樹の凹所葉の間或は土中に入り粗造の繭造をりて蛹化し次て羽化し葉裏に一

所に多く産卵す孵化の幼蟲は再び葉を食害すること前の如し

驅除豫防法

- 一 冬季基幹の裂隙等を搜索し之に潜伏せる幼蟲を捕殺すべし
 - 二 春季桑樹の發芽前に桑園内を巡視し幼蟲を捕殺すべし
 - 三 捕蟲器を以て成蟲を捕殺すべし
 - 四 幼蟲捕殺の際往々幼蟲の黒變して枝梢より下垂するものを發見することあり之れ寄生蜂の爲に斃されたるものなれば其儘になし置き益蟲の繁殖を圖るべし
- スカシノメイガ及クハノメイガ 桑の葉を侵す
- 發生及被害狀況 年數回の發生をなし幼蟲の有様にて朽木又は枯葉等の中に越冬し翌春成蟲となり五月頃卵子を葉裏に五六粒つゝ産付す幼蟲は桑葉を綴りて葉を食害す殊に夏秋の候に於て其害最も甚し

驅除豫防法

- 一 該蟲の發生を認むる時は直に幼蟲は葉と共に潰殺するか又は摘採して肥料溜に投入すべし又冬期樹皮の裂目或は朽木及び落葉間等に潜伏せるものを驅除すべし

二 成蟲は捕蟲器を以て捕殺すべし

金貼蟬 桑の葉を侵す。蟬目氣は汁木を食ひ葉裏に卵を産む。發生及被害狀況 一年二回若くは三回の發生をなし幼蟲の有様に樹の凹所或は葉間等に潜伏して越冬し翌春桑葉を害すること甚し老熟すれば葉裏又は樹幹等に粗なる繭を作り其内に蛹化し羽化すれば葉裏に數十乃至百餘粒の卵を一所に産付し毛を以て之を蔽ふ此幼蟲は何れの時期にも見るを得べし

驅除豫防法 一 五六月頃幼蟲を捕蟲器の中に拂ひ落して驅殺し又冬季に樹皮の裂目又は枯葉間等に潜伏せるを捕殺すべし 二 成蟲は捕殺器を以て捕殺し葉裏に産附しある卵塊を摘採すべし 三 桑巢蟲 桑の葉を侵す

發生及被害狀況 一年一回の發生にして九月頃羽化し葉裏に一所に多くの卵を産み毛を以て之を覆ひ九月下旬頃孵化す其初め一所に群棲して裏皮を喰害し幼蟲にて越冬し翌春出でて各種の植物を害す六月頃土中に入り粗繭を造り蛹化し九月頃羽化産卵す

驅除豫防法

一 五六月頃幼蟲を捕蟲器の中に拂ひ落して驅殺し又九月頃葉裏にある卵塊を採殺すべし

二 秋季枝葉に幼蟲の群集せるものを共に摘採驅殺すべし 桑天牛 桑の樹幹枝を侵す

發生及被害狀況 七八月頃最多く現はれ嫩枝を嚙傷し其内に白色の長さ七八厘の卵を一粒つゝ産み其當時は嚙傷部を發見し能はざるも漸次樹液流れ出で遂に嚙痕白くなるを以て直ちに認め得べし孵化すれば直に木の髓部に喰入す之れ俗に「テツボウムシ」と稱するものなり老熟すれば幹中にて蛹となり遂に羽化す而して冬季若くは早春産卵部を開剖したる際卵の褐色に變りたるものあらば是れ蜂の寄生にかゝりたるものなるを以て其儘保護し置くべし

驅除豫防法 一 夏秋の頃成蟲を發見次第直に捕殺すべし 二 秋季冬季に於て産卵箇所を搜索し卵及幼蟲を潰殺又は刺殺すべし但冬季に於て卵の褐色を呈し内部に小形の蛆を發見するものは寄生蜂の幼蟲なれば其儘に

なし置くべし

三 樹幹より蟲糞の排出せる孔に除蟲菊粉一容小麦粉一容を混合して清水にて堅く練りたるものを填充し置くべし

姫象蟲 桑の芽及木質を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にして四五月頃より出で、桑芽を害し殊に六月頃夏芽の發生せんとする頃甚しく喰害す之れ幼蟲は枯れたる木質部を食するを以て成蟲は勉めて芽を害し樹枝の枯死を圖るものならん而して六月頃桑芽の近傍に穴を穿ち其中に一粒つゝ産卵す孵化すれば幼蟲は直ちに木質部に喰ひ入り八月中下旬に蛹化し九月下旬頃成蟲となり其儘該所に越冬し翌春四五月頃より出で、桑芽を害す

驅除豫防法

- 一 冬季成るべく下部より枯枝を切り取りて燃料となし以て成蟲を燒殺すべし
 - 二 五六月頃出で、桑芽を害する時には廣口の捕蟲器に拂ひ落して驅除すべし
- 桑介殼蟲 桑其他の樹木の枝幹葉を侵す
- 發生及被害狀況 年二三回の發生にして五六月頃第一回の發生をなし漸次繁殖し

て桑、梅、櫻、梨、桃其他各種の樹木に加害すること最甚し、此蟲は糸狀の口吻を樹皮下に刺入れ加害す而して雌は不正圓形をなせる灰白色の介殼中に在り雄は幼蟲期に於て白色長楕圓形の介殼中にあり

驅除豫防法

- 一 繩又は藁を束ねて被害部を摩擦し潰殺すべし
- 二 幼蟲の未だ介殼を被らざる前には石鹼の稀薄液を撒布し介殼を有する場合に於ては石油乳劑の二三十倍液を濃注すべし又冬季は七八倍乃至十倍液を刷毛等にて塗布すべし

三 寄生蜂並に姫赤星瓢蟲の如き益蟲を保護すべし

茶帖蠶 茶の葉を喰害す

發生及被害狀況 年二回の發生にして四五月頃孵化し茶の葉を喰害す六月下旬幼蟲の毛を混じたる灰褐色の繭を造り其内に蛹化し七月頃羽化産卵す十月頃第二回の羽化をなし茶、椿等の葉に多數の卵子を産付して一塊となし毛を以て之を蔽ひ其儘越冬し其翌年四五月頃孵化加害す

驅除豫防法

- 一 卵塊は葉裏に産附しあるを以て冬季に摘採して駆殺すべし
- 二 四五月頃幼蟲の群集せる枝葉を切りて幼蟲を壓殺すべし
- 避債蟲 茶樹の外諸種の樹木を侵す
- 發生及被害狀況 年一回の發生にして七月頃羽化し雌は成蟲となるも巢外に出づることなく其内に産卵して後死す八月頃孵化し幼蟲は直に木葉等を喰ひ切り之を綴りて巢となし其中に入り頭部を出して葉を喰害す幼蟲の儘越年し翌春又葉を喰して六月頃巢を枝に固着せしめて其中に蛹化し七月頃羽化す

驅除豫防法

- 一 五六月頃發蛾前に被害樹は勿論附近の樹木に附着せるものを捕殺すべし
- 一 煙草の蠅蛉 煙草の葉を侵す
- 發生及被害狀況 幼蟲は六七月頃より現出し煙草の葉を蝕害し七八月頃より漸々老熟し土中に入ること寸許にして化蛹し後二週日を経て蛾となり葉下に産卵す孵化したる幼蟲は再び葉を喰害して老熟し土中に入り化蛹越年するものなり
- 驅除豫防法
- 一 五月乃至九月の頃草木の葉を結束し圃場内に點々吊垂し成蟲を誘殺すべし

- 二 早朝に於て葉裏に附着せる幼蟲を捕殺すべし
- 三 煙草乾燥場の土間若は屋根裏に潜伏せる蛹を捕殺すべし
- 四 寄生蜂、蠅螂等の益蟲を保護すべし

第三 蔬菜害蟲

夜盜蟲 豌豆、蠶豆、蕎麥、蘿蔔、白菜、馬鈴薯其他各種の作物を侵す
 發生及被害狀況 年二回の發生にして四五月頃羽化し豌豆等の葉に多數の卵子を一所に産附す孵化すれば其初め晝夜を分たず葉を喰害すれども成長するに従ひ晝間は土中又は塵芥等の下に潜み夜間出でて喰害すること甚しく喰盡くせば隊をなして他に移轉す老熟すれば土中に入りて蛹となり九月頃最多く羽化産卵す卵子は數日にて孵化し加害したる後土中に入り化蛹越年す

驅除豫防法

- 一 粟の夜盜蟲と同様の方法にて幼蟲を驅除すべし
- 二 卵塊及幼蟲を捕殺すべし
- 三 發生地跡には小區域を限り豌豆、蕎麥の如き嗜好作物を栽培し之れを誘殺すべし
- 四 地中に蟄伏せる蛹を捕殺すべし

偽瓢蟲 馬鈴薯、茄子、胡瓜等の葉を侵す

發生及被害狀況 年二回稀には三回の發生をなし黄色にして長き兩端細き卵子を葉裏に數粒乃至數十粒宛一所に産付し孵化すれば葉裏にありて葉脈及表皮を殘して喰害す成蟲幼蟲共に其害甚し冬は成蟲のまゝ草間或は落葉等の下に潜伏し翌年五六月頃より出て、加害す

驅除豫防法

- 一 六七月頃捕蟲器の中に幼蟲及成蟲を拂ひ落して驅除すべし
 - 二 幼蟲の發生多きときは石油乳劑の二三十倍液を撒布せば効あり
- 鋸蜂 蘿蔔、蕪菁、菜等の葉を侵す
發生及被害狀況 成蟲は全體橙黄色にして幼蟲は淡灰黑色をなし全體に横皺を生ず之れに觸るゝ時は直に墜落するの性あり

驅除豫防法

- 一 成蟲は捕蟲器を以て掬ひ殺し幼蟲は捕蟲器を下部に受け拂ひ落して壓殺すべし
- 二 幼稚なる作物には除蟲菊木灰合劑を葉上に振り掛け置くべし
- 三 除蟲菊石鹼合劑又は除蟲菊加用石油乳劑四五十倍液を灌注すべし

蚜蟲 蔬菜類の莖葉を侵す

發生及被害狀況 成蟲には有翅、無翅の二種あり有翅のものは黄綠色にして透明の四翅を有す無翅のものは灰綠色なりと雖も中には黄褐色を呈するものあり春季以來無性生殖に依り繁殖し大害をなす

驅除豫防法

- 一 二十乃至四十倍の石油乳劑を噴霧器を以て撒布すべし又除蟲菊石鹼合劑を撒布するも有効なり
 - 二 蚜蟲を餌食とする瓢蟲「ヒラタアブ」「クサカゲラウ」等を保護すべし
- 山椒蟲(サルハムシ) 茶藨其他十字科蔬菜類の葉を侵す
發生及被害狀況 成蟲は全體黒色光輝ある甲蟲にして圓形を呈す卵子は葉莖或は葉裏に小穴を穿ち其中に一卵宛産付す幼蟲は淡黄黒色にして疣狀物を有す老熟すれば土中に入り蛹化す幼蟲成蟲共に之に觸るゝ時は直に墜落するの性あり

驅除豫防法

- 一 成蟲幼蟲共に捕殺すべし
- 二 二三十倍の石油乳劑を撒布すべし

三 除蟲菊木灰合劑を撒布すべし

菜花蝶(モンシロテフ) 蘿蔔、蕪菁、白菜、甘藍等の葉を侵す

發生及被害狀況 雌は白色にして少しく黄色を帯び雄は白色にして少しく綠色を帯び前翅前縁の翅底に近き大半は灰色を呈す幼蟲は充分成長するときは一寸三四分に達し年二回若くは三回の發生をなすものにして蛹の有様にて越冬す

驅除豫防法 幼蟲は全葉に食害を及ぼす。成蟲は葉の裏面に産卵す。成蟲は葉の裏面に産卵す。

一 蝶及幼蟲を捕殺すべし

二 除蟲菊加用石油乳劑の三十倍液を灌注驅殺するを良とす

根切蟲(茄子の根切蟲) 茄子、蘿蔔、胡瓜其他の葉及莖を侵す

發生及被害狀況 十年二回の發生にして幼蟲態にて土中に越冬す成蟲は五六月及び九月頃現出し作物の根際又は土中に産卵す幼蟲は暗灰色にして地中に潜伏し莖の根際を噛み切り或は葉を食害す

驅除豫防法

一 被害作物の周圍に除蟲菊木灰合劑又は除蟲菊石灰合劑を直徑五六寸乃至一尺の面積に撒布し置くべし

二 被害作物の根元に二寸内外の竹皮を巻きて定植するか又は新聞紙厚紙等を疊みて作物の周圍に半ば埋没し倒伏せざる様輪狀に立て置くべし

三 根際を切斷せられ又は萎凋せる作物を發見したるときは直に其附近の地表を檢索して土中に潜伏せる幼蟲を捕殺すべし

四 冬季地表を削り土中の幼蟲を寒氣に曝露すべし

瓜守(ウリハムシ) 瓜類の葉及根部を侵す

發生及被害狀況 體長二分五厘濃黄褐色にして光澤を有す年一回の發生にして瓜類の根際に點々産卵す成蟲は葉を幼蟲は根部を喰害す

驅除豫防法

一 被害作物を少しく振り動し飛翔する成蟲を捕蟲網にて擲取すべし

二 冬日被害地の近傍にて日當り好き暖なる場所を檢索して蟄伏する成蟲を敲き出すして殺すべし

三 幼植物には古蚊帳等を蔽ひ置くべし

四 除蟲菊木灰合劑を撒布し置くべし

五 「エツギク」を栽培し成蟲を集合せしめ一時に驅除すべし

種蠅(大根の蛆、西瓜の種蠅) 大根、玉葱、西瓜、落花生、菜豆等の萌芽を侵す

發生及被害狀況 年數回の發生をなし蛹體にて土中に越冬し春三四月頃より蔬菜類其他の播種せらるゝに當り多數の成蟲羽化し集りて其土中に産卵す之れより孵化したる幼蟲は直に其萌芽に喰入して殆ど發芽力を失ふに至らしむ幼蟲は五月下旬頃より蛹化し約一週間にて羽化し再び産卵して前記の如く種々の作物を害す人尿其他臭氣強き肥料を施用するときは多數の成蟲集り被害多きものなり

驅除豫防法

- 一 人尿尿其他臭氣強き肥料を施用せざる様注意し之を得ざる場合は無肥料にて播種し一寸以上に成長したる後遊地として使用すべし
- 二 種子は可成早く發芽する様水浸其他の方法を採るべし
- 三 成蟲の産卵を豫防する爲め播種後乾砂を多量に撒布し置けば卵より孵化せる幼蟲の土中根部に達する迄至らずして死滅すべし
- 四 落花生の如き種子には「コールター」を塗抹したる後播種し發芽に至るまで新聞紙、蓆類を地上に敷きて保護し成蟲の産卵を遮斷すべし
- 五 發芽後は根邊に乾砂を充分盛り置くか又除蟲菊木灰合劑或は「コールター」を録

屑に附着したるものを振りかけ置けば成蟲の産卵を豫防し得べし

六 土中に棲息する「ハサミムシ」は種蠅の幼蟲を食するを以て之れを保護すべし

第四 果樹害蟲

梨星粘蠅 (カシハケムシ、梨イラムシ) 梨、苹樹等の葉を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にして幼蟲の有様にて越冬し翌年出で、梨の葉を接合して表皮を喰害し六月頃紙様の薄き繭を造り其内に蛹となる六七月頃羽化して葉裏に一所に多くの卵を産附す孵化の幼蟲は葉の裏皮を喰害し後樹皮間に移りて越冬す成蟲は早朝に出で其飛揚不活潑捕蟲器を以て之を捕ふること容易なり

驅除豫防法

- 一 成蟲は捕蟲器を以て幼蟲は手にて捕殺すべし
 - 二 卵は一塊をなして葉裏に産附しあれば發見次第摘採すべし
 - 三 三月下旬頃より潜伏所を出で花蕾に達するものを適宜の障害物例令ばタールを塗抹するか或は鐵葉にて漏斗状のものを製し樹幹を圍繞し置き驅除すべし
- 梅粘蠅 梅、梨、苹樹、桃、櫻等の葉を侵す
- 發生及被害狀況 年一回の發生にして三四月頃孵化して幼蟲と成る幼蟲は細糸を

吐き天幕形の巢を造り其中に群居す老熟すれば背面は藍色腹面は暗色を呈し各節に軟毛を粗生す蛹化の節は黄色の繭を葉間に造り其中にて蛹となる卵子は枝梢に環状に産附す

驅除豫防法

- 一 樹枝に環状をなし産附しある卵塊を冬季間に摘採すべし
- 二 幼蟲の巢中に群集する際驅殺するか布片に石油を附け該蟲に塗抹して斃死せしむべし

- 三 成蟲は捕蟲器を以て捕殺すべし

刺蟲 梅、梨、苹果、柿等を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にして六七月頃發蛾産卵す幼蟲は綠色にして黄色紫色等を混し外觀鮮麗なる色を呈し各節に枝ある刺毛を存す繭は堅牢にして枝或は樹幹に造る之を俗に「すずめのたまご」と云ふ

驅除豫防法

- 一 繭は樹枝幹に附着して發見し易ければ冬季間に除去するか繭内の幼蟲を潰殺すべし且又多く發生せし場合には石油乳劑を撒布するも効あり

櫻姑蠅 櫻桃、杏、梨、苹果等を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にして八九月の頃發蛾し葉裏に産卵す幼蟲は初め赤褐色を呈するも後紫黑色に變り黄白色の柔毛を生ず常に腹端を擧げ居る老熟したるものは土中に入りて蛹となる

驅除豫防法

- 一 幼蟲は初め群棲するを以て枝葉と共に取り去り驅殺すべし
- 二 石油乳劑十七八倍液又は毒劑を撒布すべし

梨象蟲 梨、桃、枇杷等の果實を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にて五六月頃成蟲となり梨、桃、枇杷等の果實に長き口吻を以て穴を穿ち其内に産卵して後軸を半ば咬み切るを常とす故に果實は時を経て變色し又風の爲め其局部折れて地上に落つ老熟すれば果實を出で地中に入りて小穴窟を作り蛹化し次で成蟲となり加害す

驅除豫防法

- 一 五六月頃廣口の捕蟲器に拂ひ落して斃殺すべし
- 二 被害果實の墜落せしものには幼蟲棲息するを以て直に拾ひ集めて肥料溜に投

する等適宜の處分をなし幼蟲を壓殺すべし

星天牛 密柑、苹果、柿等の幹を侵す

發生及被害狀況 七月頃最も多く現はれ柑橘其他柿等の樹幹に産卵す而して孵化したる幼蟲は多く根の方に向て喰入す

驅除豫防法

一 成蟲の捕殺其他卵幼蟲の驅殺及藥 驅除等桑天牛と同様なり

苹果天牛 苹果、梨、桃、櫻等の樹皮を侵す
發生及被害狀況 年一回の發生にして六七月頃現出し枝梢に産卵す幼蟲は全體黄色なり樹枝中を喰害して往々枯死せしむることあり老熟すれば被害部に於て蛹化する

驅除豫防法

一 成蟲の捕殺は勿論被害部を發見せば直に切取り幼蟲を潰殺すべし

珊瑚天牛 梨、苹果等の木質を喰害す

發生及被害狀況 三年目に一回發生するものにして六七月頃樹枝中に一個宛産卵す幼蟲は六七分に達し黄白色を呈す樹皮下の木質を喰害すること甚し

驅除豫防法

一 五六月園内を巡視し捕蟲網を以て成蟲を捕殺すべし

二 六七月頃樹枝幹にある産卵個所を搜索し銳刀を以て刺殺すべし

三 纖維狀屑を剥き幼蟲を發見して驅殺すべし

葡萄黃條天牛 葡萄の枝を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にて九月頃新梢芽の附近に一粒つゝ産卵し孵化せる幼蟲は直に皮下に喰入し糞を漏出することなく其被害部は黒色を呈するも外皮厚さ品種にては之れを認むること容易ならず幼蟲は糞堆の一隅に於て越冬し五月頃新芽發生して五六寸となり樹液の運行盛なる時木質部を横に喰切り其先端俄に萎凋す幼蟲は此部分より心髓部に入り進むこと五六寸にして八月頃蛹化する

驅除豫防法

一 冬季剪定に於て切り去りたる枝を燒却すること

二 冬季剪定後主として新梢の外皮を剝離し幼蟲を摘殺すべし

三 九月産卵期に於て石灰硫黄合劑〇、五度を液を撒布す

栗天牛 栗樹、枇杷、椎、樺、櫟等の木質部を侵す

發生及被害狀況 成蟲は白斑天牛とも稱し五六月頃發生し樹皮を噛みて一個つゝ

産卵し幼蟲は直に木質部に喰入し蟲糞を漏出す二年間を経て蛹となり次で成蟲となる

驅除豫防法

- 一 孔口に除蟲菊粉小麥粉の團子を緊密に詰め置くべし
- 二 青酸加里の小塊を孔内に投入し膏脂にて之を閉塞す
- 三 針金の尖端に小鉤を作り孔口に挿入して幼蟲を刺殺すべし
- 四 二硫化炭素の少量又は石油乳劑を「スポイト」にて孔中に注入し木栓を施す
- 五 百部根の木栓をなし置ても可なり

栗鳴象蟲 栗實を侵す

發生及被害狀況 成蟲は七八月頃出で、栗果内に産卵し幼蟲は栗實内に喰入して加害す十月頃老熟して栗實を出で土中に潜伏越年し七月頃蛹となり次で羽化す

驅除豫防法

- 一 果實は採集後直に二硫化炭素にて燻蒸すべし
 - 二 被害果の落下せるものを蒐集して焼却すべし
- 梨椿象 梨、桃等の果實及枝を侵す

發生及被害狀況 体長四五分にして灰褐色又は淡綠色なり長吻にて果汁及樹液を吸収して大害をなす成蟲は五月頃より出で六月産卵す卵は多く葉裏に數十粒つゝ、並列せり幼蟲は樹皮の裂目又は雜草等の間に於て越年し春季出で、成蟲となる成蟲は一種の惡臭を發す

驅除豫防法

- 一 朝露の乾かざる間に枝梢を振動して落下せしめ之を捕殺す幼蟲は始め群居するを以て石油を入れたる器内に振落し卵は見次第之を潰殺すべし
 - 二 果實には袋を被ふて之を豫防すべし
 - 三 幼蟲期に於て除蟲菊加用石油乳劑三十倍液を撒布すべし
- 大横這 果樹、桑樹等を侵す

發生及被害狀況 一年三回の發生をなし冬季は卵子の状態にて經過し幼蟲は蔬菜又は雜草中にて成育するものにして秋期に至り成蟲は桑、果樹等に産卵して加害す

驅除豫防法

- 一 成蟲、幼蟲共に捕蟲器を以て捕殺すべし
- 二 冬期産卵箇所を發見して棒狀物を以て摩擦して潰殺すべし

蚜蟲 果樹類の新梢嫩芽を侵す

發生及被害狀況 蚜蟲は種類甚だ多くして樹種の異なるに従ひ之を異にするものと又共通のものとあり之れが寄生を被りたる葉芽は萎縮して發育すること能はざるものなり果樹類に寄生する種類は多くは卵體にて越年し孵化後暫くにして成蟲となり單性生殖を営み胎生にして著しく蕃殖す春夏の候に於て幾世代を繰返したる後秋季有翅の成蟲を生し交尾の後産卵す

驅除豫防法

- 一 春季之れが發生を認めたるときは直に除蟲菊加用石鹼水又は除蟲菊加用石油乳劑四五十倍液を撒布すべし
- 二 瓢蟲、扁虻等の益蟲を保護繁殖せしむべし又蟻は其傳蕃を補助するものなれば之れを驅除するを良とす

綿蟲 苹果、梨等の枝幹を侵す

發生及被害狀況 成蟲にて有翅のもの無翅のものあり前者は全体黒色を呈し無翅のものは淡黄褐色にして全体は白粉を被覆し特に腹端にあるもの總毛狀をなせり被害の枝は刺激の爲め瘤狀を形成す其害實に甚し而して又根部に寄生する事あり

驅除豫防法

- 一 石油乳劑、除蟲菊加用石鹼水等を以て洗滌すべし根部に寄生するものは二硫化炭素を灌注すべし
- 二 苗木に寄生して傳蕃することあれば苗木購入の際殊に注意し之れを發見せば直に廢殺して定植すべし

「サンホゼー」介殼蟲(梨丸介殼蟲) 梨、苹果其他各種果樹の枝、果實を侵す

發生及被害狀況 雌の介殼不正圓形を呈し雄は橢圓形なり共に暗褐色或は灰色又は黒色にして中央に蛇の目の印象あり而して蟲體は淡黄色をなす該蟲の被害部は樹枝、果實共に紫赤色を呈す

驅除豫防法

- 一 桑介殼蟲と同様擦潰法、藥劑驅除及益蟲保護等に依り驅除すべし
- 二 石灰硫黄合劑ポーム比重四度のものを冬季發芽前に撒布す
- 三 五月下旬より隔月に三四回石灰硫黄合劑ポーム比重〇三度のものを噴霧器にて撒布す

軍配蟲 梨、苹果、踠躑等の葉を侵す

發生及被害狀況 成蟲は翅を有し軍配形の小蟲なり幼蟲と共に葉裏に群棲し汁液を吸収し被害葉は綠色を脱するに至る年四回の發生にて成蟲體にて枯葉間に潜伏越年し翌春五月下旬頃産卵し六月孵化して七月上旬成蟲となる次きて八月、九月、十月に於て二回、三回、四回の成蟲發生す

驅除豫防法

- 一 除蟲菊加用石油乳劑三十倍液を撒布す
- 二 幼蟲期に除蟲菊石鹼合劑を撒布す

梨 木 蟲

梨の嫩芽、新葉を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にして成蟲は三月上旬より現はれ梨の新芽開發するを俟ちて産卵す四月上中旬に至り孵化し五月頃成蟲となり雜草間に潜伏して越年す成蟲は嫩芽、花蕾、鱗片等に數十群居して多數の卵を一ヶ所に集合して産附す其性敏捷にして尾端より甘液を分泌す而して煤病を發生す幼蟲は始め嫩芽、花蕾等に集合するが故に葉の伸長を妨げ甚しきは黃變凋落す成長するに従ひ新梢に移轉し一層害を逞ふす老熟すれば四散して葉裏に至り羽化の準備をなす

驅除豫防法

- 一 早春現出する成蟲を捕殺すべし
- 二 産卵せられたる芽葉を摘採燒棄すべし
- 三 石油乳劑二三十倍液又は除蟲菊加用石油乳劑四十五倍液を灌注すべし
- 四 除蟲菊石鹼合劑を撒布すべし

葡萄「フ井ロキセラ」葡萄の根を侵す

發生及被害狀況 年數回の發生を營み冬季は幼蟲、卵、無翅の成蟲體にて越年し四五 months 頃より活動す雌蟲は一日に四五粒乃至二十粒内外宛産卵し約十日にして幼蟲となり三四週間にして成蟲となる幼蟲成蟲共に葡萄の根部及葉に寄生し養液を吸収し終に衰弱枯死に至らしむることあり被害の根は無數の小瘤(蟲癭)を生じ葉は其裏面に瘤狀の蟲癭を生ず

驅除豫防法

- 一 根の周圍に棒にて孔を穿ち二硫化炭素を注ぎ直に其口を塞ぎ置くべし
- 二 煙草屑を根邊に鋤き込むべし
- 三 冬季地上一尺位の深さに一ヶ月内外滯水せしむること
- 四 葉に寄生したるものは春季石灰硫黃合劑〇五度のものを撒布すべし

五 免疫性の種類を栽培するか又は之を砧木として接木すべし

梨心喰蟲 梨、米桃等の果實を侵す

發生及被害狀況 年二回の發生にて卵態にて越年すと云ふ第一回の成蟲は六月頃發生し果面に産卵し孵化したる幼蟲は果實内に喰入し一果を盡せば他果に移り老熟すれば果内にて蛹となり七八月頃第二回の成蟲となり樹枝に産卵す越冬したる卵より孵化したる幼蟲は嫩葉及幼果を害す

驅除豫防法

- 一 五月下旬果實に袋掛を行ふべし
 - 二 被害果及落果は悉く取り集め害蟲を燒殺するか又は溜桶に投じて溺殺すべし
 - 三 落花後毒劑をボルドウ液に加用して數回灌注すべし
- 柿 蒂 蟲 果實を侵す

發生及被害狀況 年二回の發生にて土中又は幹の下部の樹皮内に營繭して蟄伏し幼蟲態にて越年す五六月頃蛹化し成蟲となり晝間は葉裏に靜止し舉動甚だ不活潑なり多くは蒂部に産卵し幼蟲は蒂部より喰入し一頭にて數顆を害す七月に至り蛹化し八月再び成蟲となり果蒂に産卵し九月中被害最も多し幼蟲は蒂及種子等硬き

部分を喰し熟果肉又は柔軟なる所を食せず被害果は蟲糞を出し蒂部は灰褐色となり果實は變色す

驅除豫防法

- 一 五月及八月に果實に袋を被ふべし
- 二 落果を掃き集めて幼蟲を燒殺すべし
- 三 成蟲の出現期中點火誘殺を行ふべし
- 四 冬季越冬する繭内の幼蟲を殺すべし
- 五 晝間葉裏に靜止せる成蟲を掬殺すべし

「アケビ」の木葉蛾

桃、葡萄、梨、無花果、柑橘、トマト等の果實を侵す

發生及被害狀況 大形の蛾にして體長一寸三分翅の開張三寸二三分わり夏季夕刻より夜間果園に飛來し長吻を以て桃、梨、葡萄等の果實將に成熟せんとする頃果面に小孔を穿ち果液を吸收し被害果は終に腐敗落下す被害輕少なるものも收穫後貯藏すること能はず幼蟲はアケビ又はヒイラギ、ナンテン等の葉を喰す年二回發生するものゝ如し成蟲は八月上旬より十二月頃に亘りて果實を害す幼蟲は老熟すればアケビ等の葉を綴りて其内に蛹化す越年狀況不明なるも成蟲體なるが如し又之と同

様の害をなす「コガタノキノハ」「ウスイロキノハ」等稍小形なるもの二三種あり

驅除豫防法

- 一 果實に袋を被ふべし而して袋の外面に種油の如き不揮發性油を少量塗抹すべし其量多きときは果實を害す
- 二 蛾の飛來する期間に夜間之を捕殺すべし
- 三 被害期は夜間果園の數ヶ所に鋸屑、塵芥、落葉等に硫黃を混じり燻烟すべし
- 四 附近にある幼蟲の食餌植物を除去すべし
- 五 被害果の皮を剥ぎ繩にて園内適宜の所に吊り下げ置き夜間之れに集合する蛾を捕殺すべし

桃心喰蟲

桃、梨、栗、柑橘、無花果、李、枇杷等の果實を侵す

發生及被害狀況 年二回の發生にて粗繭内に蟄伏し幼蟲態にて越冬す五六月頃成蟲となり果實面に一粒つゝ産卵す孵化したる幼蟲は直に果肉内に喰入し蟲糞を漏出し一顆を喰ひ盡せば他果に移り老熟せば果實より脱出して樹皮の裂目等に入り粗繭を作り蛹となる七八月頃再び成蟲となりて果實に産卵す

驅除豫防法

- 一 五月中旬果實に袋掛を行ふべし
- 二 被害果及落果を集め燒殺又は溺殺法を講ずべし
- 三 春季落花後毒劑を數回灌注すべし

梨葉捲蟲

新芽及花蕾等を侵す

發生及被害狀況 幼蟲は稍々紫色を帯びたる緑褐色のものにして四月頃より嫩葉新梢等を集め綴り稍々堅き巢を造り數頭群棲し各別に巢孔を有し巢内にて葉及芽等を喰ひ附近を喰ひ盡す時は他に移轉して再び同様の果を造りて加害す六月下旬巢内にて白き繭を造りて蛹となり次ぎて成蟲となりて樹皮に産卵す孵化したる幼蟲は葉を綴り喰ひ群棲して越冬し春季再び巢より出で來り新に新芽を綴りて巢を造り加害す

驅除豫防法

- 一 春季毒劑を撒布すべし
- 二 巢を採集して幼蟲を燒殺すべし

葡萄透羽

葡萄の基を侵す

發生及被害狀況 年一回の產生にて基髓内に於て幼蟲態にて越冬す五月頃蛹とな

り六月に至り蟲孔より半身を出して羽化す成蟲は主として新梢の皮に産卵し幼蟲は直に基内髓心部に喰入し孔口よ蟲糞及び樹液を漏出し孔道部は膨太して折傷し易し

驅除豫防法

- 一 蟲孔より少許の揮發油は除蟲菊侵出酒精五六倍液を注入すべし
- 二 蟲孔を少しく開きて青酸加里の小塊を入れ外面を膏脂にて閉塞し置くべし
- 三 先端鈞狀に屈曲せる針金を挿入して幼蟲を引き出すべし若し少許の蟲體にても鈞に附着すれば驅除の効あること疑なし

小透羽

桃、櫻、桃、梅、李、苹果、櫻等の樹皮を侵す

發生及被害狀況 幼蟲の有様にて越冬するものにして翌春六月に亘りて蛹化し次で羽化す蛹は赤褐にして翅鞘甚だ長く體の半ば以上に達す羽化後蛹殻を見る時は半ば蟲孔外に露出するを常とす卵子は暗黄にして卵形を呈し少し平たく常に一個宛樹皮上に産下せらる又時々成蟲尾端の毛塊を附着するものあり幼蟲孵化すれば樹皮下に蠶入し形成層を食害す蟲孔より樹脂を出し之れに褐色の蟲糞を混するを以て普通の樹脂と識別することを得べし充分老熟すれば幼蟲は蟲孔に近き部分に

て木屑を集めて繭狀のものを造り此内に蛹化す蛾は晝間飛翔するの性ありて甚活潑なり

驅除豫防法

- 一 此害蟲の被害を認めたるときは鋭利なる小刀を以て蟲孔を開鑿し幼蟲を殺すべし
- 二 七八月の頃根邊に卵子を産下するを以て新聞紙其他のものを以て幹を纏ひ置くべし又石灰を塗抹し置くも可なり
- 三 其他前種に準じて驅除すべし

梨實葉蜂

梨果を侵す

發生及被害狀況 年一回の發生にて老熟せる幼蟲態にて土中の繭内にて越冬す四月中下旬成蟲となり産卵し孵化したる幼蟲は直に萼片花托に喰入し次ぎて幼果に侵入し一果を喰ひ盡せば他果に移り六月上旬に老熟して地下に入る成蟲は晴天無風の温暖なる日には盛に花間に飛翔するも天候不良なる時は葉間或は花瓣内等に隠匿す被害大なる時は殆んど幼果の全部を喰害され成果を見ること能はざることあり

驅除豫防法

- 一 被害果を摘採し其中に居る幼蟲を燒殺又は溺殺すべし
 - 二 四月下旬成蟲飛來する頃毒劑と共に石灰硫黄合劑〇三度のものを撒布すべし
 - 三 冬季被害樹下の地表數寸の處迄削り取りて深く土中に埋沒すべし
- 梨葉潜壁蝨 梨苹果の嫩葉を侵す
- 發生及被害狀況 肉眼にては見ることも能はざる微小の壁蝨にして年數回の發生をなす冬季は芽の鱗片内に深く潜伏し春季嫩芽の發生するに及び葉の表皮下に喰入し養液を吸収し莖に産卵繁殖して大害をなす被害葉又は芽は始め火傷の如く脹れ上り紅色を呈し次ぎて紅褐色となり黒色となり終に黒色となりて落葉す五六月頃被害最甚しく盛夏に至れば殆んど其跡を絶つに至る

驅除豫防法

- 一 早春發芽前に石灰硫黄合劑四度以上のものを撒布し發芽後に於ては〇三度のものを撒布すべし
- 二 秋季落葉後迄に石油乳劑十倍液又は石灰硫黄合劑四度以上のものを一回灌注すべし

第五 貯穀害蟲

穀 象 米、麥等の穀粒を侵す

發生及被害狀況 年二、三回の發生をなし成蟲態にて越年し翌春米、麥等の穀粒に卵子を産下し孵化すれば粒内を喰害し後蛹となり遂に羽化して粒外に出づ

驅除豫防法

- 一 穀類を充分に乾燥すべし
 - 二 俵裝を完全になし出來得る限り固く締め置くべし
 - 三 常に倉庫の掃除に努め該蟲の發生を認むる時は天日に干して成蟲及幼蟲の驅殺を計るべし
 - 四 二硫化炭素を使用して驅除すべし使用量は倉庫内容一千立方尺に對し三封度乃至五封度にして密閉時間は二十四時以上三十六時間を要す尙此際は火氣を近づける様注意すべし
 - 五 穀物中に混合せる成蟲は篩にて除去すべし
- 麥 蛾 麥類の穀粒を侵す

發生及被害狀況 年三回の發生にして第一回は五六月の交に出で麥圃に集り出穂中の麥粒に産卵す孵化したる幼蟲は直に麥粒中に喰入し茲に害を逞ふす第三回の幼蟲は老熟して其儘麥粒内に越年す

驅除豫防法

- 一刈取りたる麥を麥架納屋等に散亂せしめ置く時は麥蛾の産卵多きを以て可成的速に之を調製し特に充分乾燥すべし
- 二此外の防除法は穀象に準じて施行すべし

重要驅蟲劑

石油乳劑

調合量	
石油	一升
石鹼	十二匁乃至十五匁
水	五合

調製法

先づ石鹼を薄く削りて水に投し、煮沸溶解せしめ、又別器に石油を入れ危険なき様注意して温め、華氏百五十八度(攝氏七十度)位に温まりたる時、兩液を合併し、手早く唧筒にて劇しく空氣を送り、泡立たしめて牛乳様となし、稍々粘氣を帯ぶるに至りて止む、之を石油乳劑の原液と稱す

三升以上の石油乳劑を作るには、豫め石油空罐の上部を切り取り、針金を以て吊り下ぐる装置を施したるもの二個を準備し、一個にて石鹼水を煮沸し、他の一個にて石油を温め、前同様に調製すべし

調製上の注意

- 一 石油は坊間販賣の燈火用のもの又は輕油を用ふべし
- 二 石鹼は成べく上等の洗濯石鹼を用ふべし
- 三 水は清淨のものを用ふべし、若し鹽氣あるものを用ふれば、液を乳化せしむること能はず又原液を稀釋したる場合に石油の分離する處れあり
- 四 石鹼は薄く削りて溶解に便ならしむべし
- 五 石油を温むるには華氏百五十八度攝氏七十度迄に止むべし而して石油は引火し易きものなれば温むる際特に注意すべし
- 六 兩液を合併したるときには、冷えざる内に手早く混和すべし
- 七 原液の調製並に之を稀釋する場合に液を混和するには強力唧筒にて劇しく空氣を送り液を泡立たしむるを可とす

使用上の注意

- 一 原液を稀釋するには初め、二三倍までは温湯を以てし、唧筒にて能く混和し次に所要の倍數に至るまで清水を加へて稀釋し再び能く唧筒にて混和すべし
- 二 使用前に豫め少許の液をコップ又は試験管に取り液面を檢して、浮游する石油を認めされば調製完全なるものとし撒布して可なり

- 三 原液及稀釋液には常に塵芥等の混入せざる様注意すべし
 - 四 石油乳劑は成べく新鮮なるものを用ふべし
 - 五 一度稀釋したるものは、必ず其日に撒布し盡すべし
 - 六 冬季に於ける果樹類の介殼蟲類及綿蟲等の驅除には、強力なる唧筒を用ひて多量に撒布すべし
 - 七 蔬菜類其他軟弱なる作物には強力唧筒を使用すべからず
 - 八 晴天無風の日に撒布するを良しとす
 - 九 家畜舎、家禽舎等に撒布したるときには、藥液の十分に乾きたる後に動物を入るべし
 - 十 桑葉に撒布したるときは、少くとも三四日を経て後に蠶に給桑すべし
 - 十一 開花期の作物には、已むを得ざる場合の外撒布を避くべし
- 適用害蟲及稀釋倍數
- 一 介殼蟲類 冬季は三倍乃至七倍 夏季は九倍乃至十五倍
 - 二 綿蟲類 十五倍乃至二十倍
 - 三 螟蛉類 二十倍乃至二十五倍

四 喰葉甲蟲類及其他的幼蟲 十五倍乃至二十五倍

除蟲菊加用石油乳劑

石油	一升
石鹼	十二匁乃至十五匁
除蟲菊粉	二十匁
水	五合

調製法

石油一升到除蟲菊粉二十匁を投じ能く振盪して二晝夜密閉し其間一日數回宛能く振盪し十分に除蟲菊粉の有効成分を石油中に浸出せしめたる後、布にて濾過して滓を去り、此浸出石油を以て前記の石油乳劑同様に調製すべし

調製及使用上の注意

石油乳劑に同じ

適用害蟲及稀釋倍數

- 一 蚜蟲類 五十倍乃至七十倍
- 二 綿蟲類 三十倍乃至五十倍

三 椿象類 二十倍乃至四十倍

四 介殼蟲類 石油乳劑と大差なし、但其幼蟲には効驗著し

五 喰葉甲蟲類(成蟲及幼蟲) 二十倍乃至四十倍

石鹼水

石鹼	一匁五分乃至三匁
水	一升

調製法

石鹼を薄く削りて水に投じ煮沸溶解し十分に冷却したる後使用す、本劑は豫め濃厚なる石鹼水と爲し置き使用の際之を稀釋するも妨げなしと雖も最初より適量の水にて溶解し置き後に至り稀釋せざるを可とす

使用上の注意

- 一 驅蟲劑として用ふる石鹼は高價なる上等品を使用するの必要なしと雖も、甚しき粗製品を使用すれば、其効力薄弱なるのみならず、時としては作物を害することあり
- 二 本劑は蟲類を中毒死に至らしむるものに非ずして、其氣門を閉塞し窒息死に至

らしむるものなれば撒布するには成るべく細霧を噴出する唧筒を用ひ十分に蟲體の全部を濕すべし

三 本劑は成べく晴天の日に撒布すべく朝露の乾かざる前又は雨天の日に撒布すれば其効力薄弱なり

適用害蟲及稀釋倍數

一 蚜蟲類 水一升に付石鹼一匁五分乃至三匁

二 蟻・蛤類 水一升に付石鹼三匁乃至三匁

三 喰葉甲蟲類の幼蟲 水一升に付石鹼三匁

除蟲菊加用石鹼合劑

石鹼	一匁乃至二匁
除蟲菊粉	一匁乃至二匁
水	一升

調製法

石鹼を薄く削りて水一升に投し煮沸溶解し之を別器に移し除蟲菊粉を混し其儘一晝夜密閉し置き使用の際粗布にて濾過すべし但し唧筒の噴口を閉塞する恐なき限

りば除蟲菊粉の混在する儘撒布すれば効力多し

使用上の注意

石鹼水に同じ

適用害蟲及稀釋倍數

一 蚜蟲類 水一升に付石鹼一匁除蟲菊粉一匁

二 蟻・蛤類 水一升に付石鹼一匁除蟲菊粉一匁

三 露蜂類の幼蟲 水一升に付石鹼一匁除蟲菊粉二匁

四 喰葉甲蟲類の幼蟲 水一升に付石鹼二匁除蟲菊粉二匁

石灰硫黃合劑

調合量(甲)	
硫黃華又は硫黃粉	百二十匁
生石灰	百二十匁
水	一斗
調合量(乙)	
硫黃華又は硫黃粉	一貫二百匁
生石灰	六百匁
水	一斗

調製法

豫め二箇の釜を用意し一を湯釜とし、他を煮釜とす、初め湯釜にて水を煮沸し、其間に生石灰を別器に入れ少許づつ湯を加へて消和せしめ之を煮釜に移す、此際粗布にて濾過するを可とす、而して熱湯三升を注ぎて能く攪拌し、次に硫黄華又は硫黄粉を混じり攪拌しながら煮沸すれば、硫黄の化合するに従ひ液は漸次淡黄色、褐色、赤褐色に變じ終に赭色となる、此間沈澱を生ずるを以て、絶えず攪拌すべし、斯く煮沸すること凡そ四五十分、其間徐々に熱湯を加へて液の全量を一斗となし更に煮沸すること十分乃至二十分間にして火を去り、粗布を以て濾過す、本劑は通常ボーメ比重四度乃至六度を示す

乙法の調製法は甲法と略ぼ同様なりと雖ども、本劑は初めより全量の水(一斗)を加へて煮沸調製す、而して約一時間煮沸すれば石灰及硫黄は全く溶解し、液は濃赤褐色を呈するを以て、火を去るべし、本劑は通常ボーメ比重二十八度乃至三十三度を示す

調製上の注意

- 一 生石灰は新鮮にして夾雜物なきものを選ふべし
- 二 生石灰消和の爲め湯を注ぐには少量づつ注下し決して一時に多量を加ふべからず
- 三 硫黄華又は硫黄粉は混入前湯にて泥狀に濕し置けば飛散を防ぐの便あり

四 煮沸調製中に加水する場合には必ず熱湯を以てし決して冷水を用ゆべからず又煮沸中は絶えず液を攪拌すべし

五 煮沸は約一時間を程度とす

使用上の注意

- 一 本劑は主として植物の休眠期間に使用すべし
- 二 植物の發芽後本劑を使用せんとする場合には作物及害虫の種類に依り適度に稀釋するを要す然らざれば葉芽及果實を損傷す
- 三 本劑は撒布後永く枝幹に附著するを以て植物の發芽前に撒布すれば、温暖季に至り發生する諸種の病虫害豫防に効あり
- 四 使用の際に液を攪拌すべし
- 五 成べく晴天無風の日に撒布すべし

適用害虫及稀釋倍數

但し原液の濃度はボーメ比重三十三度の場合なり

一 壁	茶	發芽前	百倍乃至二百倍(〇、四度乃至〇、二度)
	柑 橘	發生期	百五十倍乃至二百倍(〇、三度乃至〇、二度)
	蘋果	同上	百五十倍乃至二百倍

二介殼蟲

梨	發芽前	八倍乃至十倍(四、五度乃至三、五度)
桃	同上	同上
苹果	同上	同上
桑	同上	同上
其他落葉樹	同上	同上
柑橘	夏期孵化期	八十倍乃至百五十倍(〇、五度乃至〇、三度)
其他常綠樹	同上	同上

パリスグリーン

綠色の重き粉末にして其主成分は醋酸亞砒酸銅なり、殆ど水に溶解せず、毒劑としては最有効にして使用法に次の二通あり

第一法 生石灰

第二法 三斗式ボルトウ合劑

第一法は生石灰に少許の熱湯を注ぎ之を消和せしめ、パリスグリーンの粉末を加へて能く混合し、然る後全量の水を加へ使用中も亦常に攪拌しつゝ、噴霧器にて撒布すべし若し攪拌せされは器底に沈澱すべし

百二十分
百二十分
一石乃至三石
百二十分
一石乃至三石

第二法にパリスグリーンを少許の水にて粘りたる後ボルトウ合劑に加へて攪拌し前の如き注意を以て撒布するものなり

二硫化炭素

透明の重き液體にて揮發性なるを以て皿の如き廣口の器に注ぎ置けは暫時にして氣化す、此瓦斯は空氣に比し少しく重く常に下方に沈降するの傾向あり、燃焼し易き故に酸素を混入せるときは、激烈なる爆發性を有するに至る、貯穀害蟲の驅除劑として最適良なるものなれども其他フキロキセラ、金龜子等土中の害蟲驅除若くは温床内の蚜蟲燻蒸に使用せらる

驅除豫防劑用藥品名及價格

品名	數量	價格
石油	一升	金拾八錢
アイボリー石鹼(大)	一個	金拾六錢
除蟲菊粉	一ポンド	金五拾五錢
酒精	一升	金壹圓四拾錢
アルボース石鹼(小)	一個	金拾錢
硫黃	一ポンド	金七錢

生石灰	一貫匁	金四錢
松脂	一ポンド	金九錢
苛性曹達(上製)	一ポンド	金六拾五錢
同(粗製)	一ポンド	金拾錢
鯨油	一斗	金四圓五拾錢
硫酸銅	一ポンド	金拾五錢
炭酸曹達	一ポンド	金八錢
炭酸銅	一ポンド	金六拾錢
砂糖	一斤(二百匁)	金拾八錢
黑砂	一斤(二百匁)	金拾五錢
強安母尼亞水	一ポンド	金四拾五錢
二硫化炭素	一ポンド	金拾五錢
サンソリ液	一斗	金壹圓五拾錢
青酸加里	一ポンド	金七拾五錢
青酸曹達	一ポンド	金壹圓五拾錢
亞砒酸鉛	一ポンド	金六拾錢
亞砒酸鋅	一ポンド	金六拾錢
パリスクリーン	一ポンド	金九拾錢

普通石灰硫黃合劑稀釋表

一、五	一、四	一、三	一、二	一、一	一、〇	〇、九	〇、八	〇、七	〇、六	〇、五	〇、四	〇、三	〇、二	〇、一	三、〇 度
一、〇五	一、二	一、三	一、五	一、八	二、〇	二、四	二、八	三、四	四、一	五、一	六、六	九、二	一四、三	二九、六	三、〇 度
一、三八	一、五	一、七	二、〇	二、二	二、六	二、九	三、五	四、一	四、九	六、一	七、九	一〇、九	一六、九	三九、八	三、五 度
一、七二	三、九	二、一	二、四	二、七	三、一	三、五	四、一	四、八	五、八	七、二	九、二	一二、六	一九、五	四〇、〇	四、〇 度
二、〇八	二、三	二、五	二、八	三、一	三、六	四、一	四、八	五、六	六、七	八、二	一〇、六	一五、四	二三、六	四九、〇	四、五 度
二、四二	二、七	二、九	三、三	三、七	四、一	四、七	五、四	六、三	七、六	九、三	一二、八	一六、二	二四、八	五一、〇	五、〇 度
三、一四	三、四	三、八	四、二	四、六	五、二	五、九	六、八	七、九	九、四	一一、四	一四、六	一九、八	三〇、二	六一、〇	六、〇 度
三、八六	四、二	四、六	五、一	五、六	六、三	七、一	八、一	九、四	一一、二	一三、六	一七、三	二三、四	三五、七	六七、〇	七、〇 度

二、〇	〇、五二	〇、七六	一、〇四	一、三〇	一、五六	二、一〇	二、六四
三、五	〇、三二	〇、四一	〇、六三	〇、八三	一、〇三	一、四六	一、八九
四、〇	〇、二四	〇、三三	〇、五二	〇、六九	〇、九四	一、四〇	一、八〇
四、五	〇、一五	〇、二四	〇、三九	〇、五三	〇、七六	一、〇五	一、四九
五、〇	〇、〇七	〇、一四	〇、二二	〇、三〇	〇、四一	〇、五五	〇、七四

強度石灰硫黄合劑稀釋表

〇、一	二七、度	三三〇、	三六、度	三七七、	三九三、	四〇九、	四二六、	四四二、
〇、二	一六五、	一七二、	一七九、	一八八、	一九六、	二〇四、	二二二、	二三二、
〇、三	一一〇、	一二六、	一二〇、	一二六、	一三三、	一三七、	一四三、	一四八、
〇、四	八二、	八六、	八九、	九三、	九九、	一〇一、	一〇六、	一一〇、
〇、五	六五、	六八、	七二、	七四、	七七、	八一、	八四、	八七、
〇、六	五〇、	五七、	五九、	六三、	六四、	六七、	七〇、	七三、
〇、七	四六、一	四八、四	五〇、	五三、	五五、	五七、	六〇、	六三、

〇、八	四〇、二	四二、一	四四、一	四六、〇	四八、	五〇、	五二、	五四、
〇、九	三五、六	三七、二	三八、九	四〇、七	四二、五	四四、二	四六、一	四八、六
一、〇	三一、九	三三、三	三四、八	三六、五	三八、一	三九、七	四一、四	四三、一
一、一	二八、九	三〇、三	三一、七	三三、一	三四、六	三六、〇	三七、六	三九、一
一、二	二六、四	二七、七	二八、九	三〇、二	三一、六	三三、〇	三四、三	三五、七
一、三	二四、三	二五、四	二六、六	二七、八	二九、〇	三〇、三	三一、六	三三、〇
一、四	二二、四	二三、五	二四、六	二五、七	二六、九	二八、〇	二九、二	三〇、四
一、五	二〇、九	二二、九	二三、〇	二四、〇	二五、一	二六、二	二七、三	二八、四
二、〇	一五、四	一六、九	一七、七	一七、七	一八、五	一九、三	二〇、二	二二、〇
二、五	一二、一	一二、七	一三、三	一三、九	一四、五	一五、二	一五、八	一六、五
三、〇	九、八	一〇、三	一〇、八	一一、三	一二、九	一二、四	一二、九	一三、五
三、五	八、三	八、七	九、一	九、五	九、九	一〇、五	一〇、九	一一、四
四、〇	七、一	七、四	七、八	八、二	八、六	九、〇	九、四	九、八
四、五	六、一	六、五	六、八	七、一	七、五	七、八	八、二	八、六
五、〇	五、四二	五、七〇	六、〇〇	六、三〇	六、六〇	七、〇〇	七、三三	七、六六

備考 三度の原液を〇、一度に稀釋するには二九、六倍に稀釋すれば可なり、他は之れに準ず、表中の數字は即ち其倍數を示す

サンソール液用法一覽

(ホーメイ三十五度 強度石灰硫黄合劑)

病蟲害名	施用作物	施用時助	稀釋度
壁 蟲	茶	發芽前	二百倍
	柑 橘	發生ノ時	二百五十倍
介 殼 蟲	苹果	發生ノ時	十八倍
	梨	發芽前	十八倍
	桃	發芽前	十八倍
	苹果	發芽前	十八倍
	桑	發芽前	十八倍
	其他落葉樹	夏期介殼蟲孵化當時	八十倍
	柑 橘	夏期介殼蟲孵化當時	八十倍
	其他常綠樹	夏期介殼蟲孵化當時	八十倍
	李、巴旦杏、膏藥病	發芽前	十八倍
	梨、桑等	發芽前	十八倍
梨黑星病	實ノ大豆大ノ時	百二十倍	
梨炭疽病	袋掛ノ時十日前位	百五十倍	

病

菌

苹果黑星病	袋掛ノ時十日前位	百五十倍
苹果赤星病	花ノ膨ラメントスル時	百二十倍
苹果花腐病	實ノ大豆大ノ時	百二十倍
苹果炭疽病	袋掛ノ時十日前位	百二十倍
桃穿孔細菌病	花ノ膨ラメントスル時	百二十倍
桃黑星病	袋掛ノ時十日前位	百二十倍
桃白葉澁病	八 月 頃	百五十倍
桃縮葉病	發芽前	十八倍
葡萄白澁病	花ノ膨ラメントスル時	百二十倍
葡萄黑痘病	落花後直チニ	百五十倍
櫻桃樹脂病	實ノ大豆大トナリシ時	百五十倍
枇杷銹病	落葉後直ニ及ビ發芽前	十八倍
麥白澁病	發芽前	百二十倍
麥赤澁病	發病前三月下旬	八十倍
稻熱病	ヨリ四月上旬頃迄ニ	百二十倍
馬鈴薯疫病	出苗三四寸ノ時	百二十倍
	四寸位ニ成長セル時	百二十倍

杉苗赤枯病 發病一週間前 百五十倍
 甘藷病 移植前土壤ニ施ス 百五十倍

稀釋液の割合は次の如くするものとす

倍數	原液	加へる水の量	倍數	原液	加へる水の量
百五十倍液	一合	一斗四升九合	百二十倍液	一合	一斗一升九合
百倍液	一合	九升九合	八十倍液	一合	七升九合
五十倍液	一合	四升九合	四十倍液	一合	三升九合
三十倍液	一合	二升九合	二十倍液	一合	一升九合
十倍液	一合	九合			

害蟲驅除豫防法規

● 害蟲驅除豫防法

(明治二十九年三月
法律第一七號)

- 第一條 此法律ニ於テ害蟲ト稱スルハ農作物ヲ害スル各種ノ蟲類ヲ謂フ
- 第二條 驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除豫防ノ方法ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
 認可ヲ經タル種類以外ノ害蟲發生シ急速ノ處分ヲ要スルトキハ地方長官ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ其旨ヲ農商務大臣ニ具申スヘシ
- 第三條 害蟲田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ地方長官ハ豫メ期限ヲ定メ該田畑ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ之ヲ行ヒ市町村ヲシテ該作人ヨリ其費用ヲ徵收セシムルコトヲ得其費用ノ徵收ニ關シテハ市制第百二條及町村制百二條ヲ適用ス
- 第四條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲田畑以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行フコトヲ得
- 第五條 地方長官ハ前條ノ驅除豫防ノ爲ニ市町村ニ命シテ夫役ヲ市町村全部又ハ一部ノ田畑ノ作人及

所有者ニ賦課セシムルコトヲ得

夫役ハ害虫ノ種類ニ依リテ田又畑ニ區別シテ賦課スルコトヲ得

夫役ノ賦課ハ段別又ハ地價ヲ以テ準率ト爲スヘシ

夫役ハ各別ノ率ニ據リ小作人自作人及地主ニ賦課スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ市制第二百二十三條及町村制第二百二十七條ヲ適用セズ

第六條 地方長官ハ驅除豫防ノ爲メ必要アルトキハ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物刈株雜草ヲ

拔棄若クハ燒却スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定ヲ適用ス

第七條 驅除豫防ノ必要ヨリ生シタル損害ニ對シ被害者ハ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス

第八條 土地所有者管理者又ハ使用者ハ官吏及其指揮ヲ承クル者其ノ地ニ入り驅除豫防ニ從事スルコ

トヲ拒ムコトヲ得ズ

第九條 地方長官又ハ郡長ハ必要ナル場合ニ於テハ北海道地方費府縣稅(地方稅)又ハ郡費ヲ以テ第三

條第四條第六條ノ費用ヲ補助シ若クハ驅除豫防ニ必要ナル器具ヲ給與シ又ハ貸與スルコトヲ得

第十條 蟲類以外ノ動物又ハ微菌ト雖モ農作物ヲ害スルトキ又ハ害スルノ虞アルトキハ地方長官ハ農

商務大臣ノ認可ヲ經テ此法律ヲ適用スルコトヲ得

第十一條 第三條ノ場合ニ於テ地方長官ノ命令ニ從ハザル者ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ料料又ハ

一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第十二條 第六條及第八條ニ依レル官吏若ハ其指揮ヲ承クル者ノ行爲ヲ妨害スル者ハ二圓以上貳拾圓

以下ノ罰金又ハ十一日以上二十日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十三條 本法中市町村ニ關スル規定ハ北海道ノ區町村沖繩縣ノ區間切島及市町村制ヲ施行セサル地

方ニ於ケル市町村ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

第十四條 此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

◎ 害虫驅除豫防法取扱手續 (明治二十九年三月 農商務省訓令第六號)

第一條 害虫驅除豫防法第二條第一項ニヨリ驅除豫防スヘキ害虫ノ種類及驅除豫防ノ方法ニ付キ本大

臣ノ認可ヲ請フトキハ各害虫ニ付キ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 名稱方言 二 主ナル被害農作物ノ種類 三 驅除豫防ノ方法

害虫驅除豫防法第二條第二項ノ場合ニ於テモ本條ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添フヘシ

第二條 害虫驅除豫防法ノ施行ニ係ル命令ヲ發布シタルトキハ其都度本大臣ニ報告スヘシ

第三條 害虫一市町村以上ニ蔓延シタルトキハ隣接市町村ニ於テ同時ニ驅除豫防ヲ行フヘシ

第四條 害蟲隣接府縣ニ蔓延セントスルノ虞アルトキハ其ノ旨ヲ關係府縣ニ急報スヘシ

第五條 二府縣以上ニ跨リ害蟲蔓延シタルトキハ關係府縣ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ議定シ施行區域ヲ定メ驅除ヲ行フヘシ此場合ニ於テハ府縣知事ハ其區域第一條第一項ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ直ニ其旨ヲ本大臣ニ具申スヘシ

第六條 害蟲驅除豫除法第十條ニ依リ蟲類以外ノ動物ニ對シ該法律ノ適用ニ付本大臣ノ認可ヲ請フトキハ本令第一條第一項ノ規定ヲ適用ス

第七條 害蟲發生シタルトキハ直ニ其旨本大臣ニ急報スヘシ

第八條 害蟲蔓延若ハ蔓延ノ微アリテ市町村費ヲ以テ之ガ驅除豫防ヲ行フトキハ其都度直ニ左ノ事項ヲ本大臣ニ報告スヘシ

- 一 害蟲ノ種類
- 二 郡市町村名
- 三 被害農作物ノ種類被害見積反別
- 四 被害狀況

第九條 毎年度ニ於テ市町村費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ表式ニ依リ翌年四月三十日マテニ本大臣ニ報告スベシ

害蟲驅除豫防報告様式 (各害蟲ニ付區分スベシ)

害 蟲 名

計	何 郡	何 市	郡市名	被害町	同	同	被害	同	同上	同上
			村ノ數	作物ノ種類	見積反別	此年收穫高	見積ニ係ル村名	夫役ノ數	補助額	(地方税)補助額

● 害蟲病菌驅除豫防規則 (明治三十六年十月三十日 茨城縣令 第四十五號)

(明治四十四年六月縣令第三十五號 大正二年五月縣令第三十號) (大正二年九月縣令第四四號 大正四年十一月縣令第三十八號改正)

第一條 本縣管内ニ於テ驅除豫防スヘキ害蟲病菌ハ左ノ種類トス

- 一 螟蟲
- 一 浮塵子
- 一 地蠶
- 一 麥黑穗病
- 一 杉赤枯病
- 一 クハノメイガ
- 一 スカシノメイガ
- 一 クハノエダシヤクトリ
- 一 煙草ノ螟蛉

第二條 害蟲病菌驅除豫防ノ方法左ノ如シ

- 一 卵塊及蛾ヲ捕殺スヘシ
- 二 點火シテ蛾ヲ誘殺スヘシ
- 三 被害ノ莖稈ハ根際ヨリ切り取り燒棄スヘシ

螟 蟲

四 被害葉及殘株ニ蟄伏セル幼蟲及蛹ヲ驅殺スヘシ

浮塵子

一 捕蟲網ヲ以テ捕殺スヘシ

二 被害ノ稻田ニ水ヲ張り油類(石油、魚油、菜種油)ヲ滴シタル後害蟲ヲ水上ニ落下セシメ驅除スヘシ

三 畦畔其他附近堤防ノ雜草ヲ燒棄ヘシ

地 蠶

一 卵塊及幼蟲ヲ捕殺スヘシ

二 被害圃ノ周圍ニ溝ヲ掘リ之ヲ踏殺シ及他ニ蔓延スルヲ防グヘシ

三 地中ニ蟄伏セル蛹ヲ捕殺スヘシ

四 前作發生地跡ニハ小區域ヲ限リ嗜好作物(豌豆、蕎麥等ノ類)ヲ栽培シ之ヲ誘殺スヘシ

麥黑穗病

一 種子ヲ六七時間冷水ニ浸シタル後華氏百二十度ノ温湯ニ五分乃至十分間浸シ更ニ華氏百三

十度ノ温湯ニ五分間浸シ之ヲ取り上ケ直ニ蒸上ニ廣ケ乾スヘシ 但シ當分ノ内夏日炎暑ノ候

ニ於テ種子ヲ二晝夜冷水ニ浸シタル後炎日ノ下ニ終日陽乾ヲ行フモ妨ナシ

二 黑穗發生シタルトキハ黑粉ノ飛散セサルニ先チ之ヲ拔取り取纏メテ地中一尺以上ノ深サニ埋没シ又ハ燒棄スヘシ

杉赤枯病

杉苗圃ニ本病菌發生シ又ハ蔓延ノ虞アルトキハ三斗式石灰ボルト合劑ヲ撒布シ菌害ヲ受ケタル苗木ヲ燒棄スヘシ

「クハノメイガ」(方言)「ハマキムシ、アオムシ、スキムシ」)

一 桑葉ニ生存スル幼蟲ヲ捕殺スヘシ

二 落葉期ニ於テ桑條ノ結束ヲ行ヒ枯凋後葉ヲ取纏メ燒棄スヘシ

「スカシノメイガ」(方言)「ハマキムシ、アオムシ、スキムシ」)

一 桑葉ニ生存スル幼蟲ヲ捕殺スヘシ

二 落葉期ニ於テ桑條ノ結束ヲ行ヒ枯凋後葉ヲ取纏メ燒棄スヘシ

「クハノエダシヤクトリ」(方言)「ハカリムシ、ドビンワリ」)

一 冬期莖幹ノ裂隙等ヲ搜索シ之ニ潜伏セル幼蟲ヲ捕殺スヘシ

二 早春結束ヲ解キ小枝ヲ擬シテ靜息スル幼蟲ヲ捕殺スヘシ

煙草ノ螟蛉(方言)「タバコアオムシ」)

一 五月乃至九月ノ頃草木ノ枯葉ヲ結束シ圃場内ニ點々吊無シ成蟲ヲ誘殺スベシ
 二 早朝時ニ於テ葉莖ニ附着セル幼蟲ヲ捕殺スベシ
 三 煙草乾燥場ノ土間若クハ屋根裏ニ潜伏セル蛹ヲ捕殺スヘシ

第三條 害蟲病菌發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ田畑作人ハ市町村長ニ届出町村長ハ郡長ニ郡市長ハ知事ニ報告スヘシ

第四條 害蟲病菌田畑ニ發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ郡長ハ町村長ニ命シテ法第三條第一項ノ處分ヲナスヘシ
 前項ノ場合ニ於テ田畑ノ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ郡長ハ町村長ニ命シ同條第二項ノ處分ヲナスヘシ

第五條 害蟲病菌蔓延又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲病菌田畑以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ郡長ハ町村長ニ命シテ法律第四條第五條ノ處分ヲナスコトヲ得

第六條 法第六條ニヨリ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物葉稈刈株雜草ヲ拔キ棄テ若クハ燒棄スルノ必要アルトキハ郡長ハ町村長ニ命シテ之ヲ處分スルコトヲ得

第七條 郡長ハ第四條第五條第六條ノ命令ヲ發シタルトキ及其處分了リタルトキハ事情ヲ具シテ知事ニ報告スヘシ但第四條第一項ノ報告ニハ左ノ事項ヲ記載スルヲ要ス

一 驅除豫防ノ施行期間 二 害蟲病菌ノ種類 三 被害町村作物ノ種類反別及被害ノ狀況

第八條 第一條ニ定メタル以外ノ害蟲病菌並ニ蟲類以外ノ動物又ハ微生物ノ發生シタルトキハ田畑作人ハ市町村長ニ届出町村長ハ郡長ニ郡市長ハ知事ニ報告スヘシ

第九條 毎年度ニ於テ市町村費ヲ以テ施行シタル病害蟲病菌驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ表式ニヨリ町村長ハ翌年四月十日マテニ郡長ヘ郡市長ハ其月二十日限リ知事ニ報告スヘシ

附 則

第十條 市町村農會ハ本則實施ニ關スル規定ヲ設ケ實行スヘシ
 前項規定ヲ設ケ及變更シタルトキハ市農會ハ(町村農會ハ郡長ヲ經由シ)知事ニ報告スヘシ
 害蟲病菌驅除豫防報告様式

計	村	町	何	町	村	被害農作物ノ種類	同見積反別	收穫高	被害ニ付驅除豫防ニ係同	見積減收高ル市町村費夫役ノ數補助額方稅補助額
				上	上					

○茨城縣令 第十二號 (明治三十九年三月)

●稻苗代設置規則

明治三十四年十月茨城縣令第五十四號左ノ通改正ス

第一條 稻苗代ハ播幅ヲ四尺以内長サ適宜トシ相互ノ間隔ハ八寸以上トス

第二條 稻苗代ニハ一枚毎ニ其作人ノ住所氏名ヲ明記シタル標札ヲ建設スヘシ(明治四十三年縣令第六十四號ヲ以テ改正)

第三條 第一條ニ違反シタルモノハ五圓未満ノ科料ニ處ス(明治四十五年六月縣令第五十八號ヲ以テ改正)

○茨城縣訓令 甲第二十六號

內務部
警察部
郡市役所
警察分署

病害蟲驅除豫防委員規程左ノ通定ム

明治四十四年五月三十日

●病害蟲驅除豫防委員規程

第一條 病害蟲驅除豫防ノ爲メ委員長一名副委員長一名委員若干名ヲ置ク

第二條 委員長ハ內務部長副委員長ハ警察部長ヲ以テ之ニ充テ縣郡市ニ於ケル委員ハ知事町村ニ於ケ

ル委員ハ郡長之ヲ命シ若ハ囑托ス(大正三年五月訓令甲第十四號ヲ以テ改正)

第三條 委員長ハ知事ノ命ヲ承ケ部下委員ヲ監督シ驅除豫防事務ヲ管理ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第四條 委員ハ委員長ノ指揮ニ從ヒ驅除豫防ノ事務ニ從事ス

第五條 縣郡ニ於ケル委員ハ其ノ事務ニ從事中執務要報ヲ左ノ様式ニ依リ調製シ二日毎ニ委員長ニ市

町村ニ於ケル委員ハ其日毎ニ口頭ヲ以テ市町村長ニ報告スヘシ(大正三年五月訓令甲第十四號ヲ以テ改正)

病害蟲驅除豫防委員

何 某

月日	事項	巡廻郡市町村名	病害蟲及被害ノ程度	驅除豫防ノ成績	記	事
----	----	---------	-----------	---------	---	---

○茨城縣訓令 甲第三十四號 (大正四年十一月廿五日)

郡市役所
警察署
警察分署
町村役場

本縣ニ於テ桑樹ニ對スル主タル害蟲ハ螟蛾尺蠖ニシテ之ガ被害ハ蠶業經營上打撃ヲ受クルコト甚カラ

ザルヲ以テ常ニ防除ヲ勸奨シツ、アルモ當業者ハ往々其ノ發生ハ氣候ノ如何ニ由ルモノトシ忽諸ニ付
スル傾向アリ斯テハ終ニ如何ナル慘狀ヲ呈スルニ至ルヤ圖ルヘカラサルヲ以テ今般之カ驅除ニ關シ害
蟲驅除豫防規則ヲ適用シ之ヲ勵行スルコト、セリ依テ常ニ當業者ニ對シ其ノ智識ノ啓發ニ努ムルト共
ニ其ノ防除ヲ勵行シ此等害蟲ノ被害ヲ未發ニ防遏スルコトニ努メラルヘシ

● 告 諭

茨城縣告諭第三號

本縣ニ於テ桑樹ニ對スル害蟲ハ種々アリト雖就中被害ノ劇甚ナルモノハ螟蛾尺蠖ナリトス尺蠖ハ蕃殖
力旺盛且分布ノ區域廣ク螟蛾モ亦其ノ發生多キ地方尠シトセス而シテ兩者何レモ桑葉ヲ蝕害シ收穫量
ヲ減スルノミナラス其ノ害ノ著シキモノハ樹勢ヲ衰弱セシム殊ニ螟蛾ノ被害ヲ受ケタル桑葉ヲ蠶兒ニ
給與スルトキハ蠶兒ハ爲メニ胴詰病ニ罹リテ斃死スルニ至ル而シテ其ノ程度ハ時季ニ依リ輕重アルモ
甚シキハ收購皆無ノ慘狀ニ陥ルモノナキニアラス若シ之ガ驅除ヲ等閑ニ附センカ該蟲ハ益蔓延シ如何
ナル被害ヲ加フルヤ亦計ルヘカラサルヲ以テ今般之カ驅除ニ關シ害蟲驅除豫防規則ヲ適用シ之ヲ勵行
スルコト、セリ依テ當業者ハ互ニ警戒シ苟モ害蟲ノ發生ヲ認メタルトキハ左ノ方法ニ依リ直ニ之ヲ驅
殺シ蠶業經營上毫モ遺憾ナキヲ期スヘシ

大正四年十一月廿五日

茨城縣知事 岡田宇之助

クハノメイガ (方言 スキムシ、アオムシ、ハマキムシ)

「クハノメイガ」ノ成蟲ハ體長三四分ノ白色ノ小蛾ニシテ翅ハ前翅ニハ其基部、中央及外縁部ニ後翅ニハ
外縁部ニ太キ灰褐色ノ帶條アリ晝間ハ葉裡ニ隠レ夜間飛翅シテ桑葉ノ裏面ニ點々産卵ス卵ハ直径一厘
餘半透明ニシテ僅ニ綠色ヲ帯ビ圓形ナリ幼蟲ハ成長極度ニ達セルモノハ體長七八分ニ達シ淡綠色ニシ
テ各環節ニ小黑點ヲ有ス孵化當時ハ桑葉ノ裏面ニ數本ノ絲縷ヲ張り自體ヲ保チテ桑葉ヲ蝕害シ其成長
スルニ及ベハ葉端ヲ折り曲ケ其間ニ潜伏シ葉裏ヨリ表皮ヲ殘シテ葉肉ヲ食ス老熟スレハ化蛹シ二週間
内外ニシテ發蛾産卵ス一年四回孵化シ第一回六月上旬第二回七月下旬第三回八月下旬第四回九月下旬
發生ス第四回目ノモノハ充分成長シタル後化蛹スルニ至ラス其儘枯葉及莖幹ノ罅隙ニ蟄伏越冬ス
本蟲ノ發生ハ八九月頃最モ多ク其害モ此ノ時期ニ於テ猖獗ヲ極ム而シテ加害ノ狀況前記ノ如クナルヲ
以テ桑葉ニ生存スル幼蟲ヲ搜索捕殺スルハ最モ容易ニシテ驅除ノ効果亦大ナリトス且ツ冬期枝條結束
間及刈株面ニ堆積セル枯葉其他圃場ニ亂散セルモノ等ヲ悉ク取集メ燒棄スルカ又ハ周圍ニ蟲ノ散逸セ
ザル様設備ヲ施シ堆肥トナシテ之ガ絶滅ヲ計ルヘシ

スカシノメイガ (方言 スキムシ、アオムシ、ハマキムシ)

「スカシノメイガ」クハノメイガニ酷似シ其區別困難ナルヲ以テ從來兩者混同シテ俗稱セラル唯成蟲
ノ翅ニ存スル帶狀斑紋前後翅共ニ「クハノメイガ」ニ比シ其數多キト幼蟲ニ存スル小黑點前部五六環節

ニ限ラレタルトノ差異アルノミニシテ其他ノ經過習性ハ殆ント相同シキヲ以テ「クハノメイガ」ト同一方法ニ依リ併セテ驅除ヲ行フヘシ

クハノエタシヤクトリ (方言 ハカリムシ、ドピンワリ)

「クハノエタシヤクトリ」ノ成蟲ハ其體色灰褐色ニシテ前後翅共ニ斜走セリ數條ノ細キ波狀斑紋アリ體長六七分迄ノ開張一寸七八分アリ卵ハ桑葉ノ裏面若クハ枝條ニ二三十粒宛群産ス一蛾ノ産卵數九百粒内外ニシテ四五日間ニ亘リ産卵ヲ了ス卵ハ形狀楕圓扁平ニシテ長サ二厘アリ産附當時ハ綠色ヲ呈スレトモ一週間前後ヲ經レバ暗紫褐色ヲ呈シ後孵化ス

幼蟲ハ幼齡ノ頃ハ帶綠褐色ヲナセトモ成長スレハ灰褐色トナリ體長二寸餘ニ達ス晝間ハ桑樹ノ枯枝ニ酷似セル狀ヲナシテ口部ヨリ絲縷ヲ吐キ斜ニ體ヲ支ヘテ枝條ニ靜止夜間桑芽ヲ蝕害ス老熟スレハ地表ニ近キ枝幹ノ間ニ灰褐色ノ繭ヲ營ミ其ノ内ニ蟄シテ化蛹シ二週間前後ニシテ羽化ス本蟲ハ普通一年二回ノ世代ヲ營ミ幼蟲ヲ以テ桑樹結束間或ハ刈株面ニ堆積セル枯葉若クハ桑樹ノ罅隙ニ潜伏越冬シ早春ヨリ脱出シテ幼芽嫩葉ヲ蝕害ス之ヲ驅除ハ六月及九月頃桑葉ノ裏面若クハ枝條ニ群産シタル卵ヲ採集潰殺シ又冬期結束間及刈株面ニ堆積セル枯葉ヲ集メ潜伏セル越冬幼蟲ヲ燒殺スヘシ早春桑樹ノ結束ヲ解キ其ノ發芽ニ先チ桑園内ヲ注意シテ搜索スレハ小枝ニ擬シタル幼蟲ヲ發見スルコトヲ得ルヲ以テ竹筒又ハ布囊ニ採集シ熱湯ヲ注キテ殺滅スヘシ

● 病害蟲驅除豫防委員心得

第一條 委員ハ委員長ノ指揮ニ從ヒ左ノ事務ニ従事スルモノトス

一 短冊形苗代ノ實行督勵 二 害蟲驅除豫防督勵 三 麥奴豫防督勵

第二條 委員ハ其ノ所屬管轄區域内ノ郡市町村及市町村農會ニ就キ監督スルト同時ニ實施困難ト認ムルモノニ就キ巡視監督スルモノトス

第三條 委員ハ警察官縣郡農會ト相聯絡シ督勵事務ニ従事スヘシ

第四條 委員ノ注意スヘキ事項左ノ如シ

- 一 苗代ノ標札ニ注意シ若シ建設ナキモノハ直ニ建設セシムルコト
- 二 縣令違反ノ苗代ヲ發見シタルトキハ告發ノ手續ヲ爲スコト
- 三 害蟲驅除ハ苗代ニ於テ實行スル方容易ニシテ且ツ有効ナルヲ以テ專ラ此ノ時季ニ於テ少クモ二回以上實行ヲ督勵スルコト
- 四 苗代時季ニ於テハ豫察燈ヲ點火セシムルコト
- 五 作人ヲシテ大字毎ニ共同若ハ一齊驅除ヲ行ハシムルコト
- 六 螟蟲ニアリテハ補蛾採卵(採卵セルモノハ之ニ寄生セル益蟲ヲ保護シ)枯莖採取浮塵子ニアリテハ捕蟲網使用注油驅除ニ依ラシムルコト

七 誘蛾燈捕蟲網ノ如キ器具ノ使用ヲ點檢スルコト
 八 町村巡視中ハ毎ニ病害蟲發生ノ有無ヲ調査スルコト
 九 麥ノ黑穗拔取ハ抽穂ノ初ニ當リ除去セシメ拔取リタル黑穗ハ粉ノ飛散セサル様取纏メ燒棄スルカ又ハ地中一尺以上ノ深サニ埋沒セシムルコト

第五條 委員巡視ヲ了リ歸廳シタルトキハ三日以内ニ復命書ヲ委員長ニ提出スヘシ但シ郡市所屬ノ委員ハ郡市長ニ提出スヘシ

大正六年五月十四日印刷
 大正六年五月十六日發行

〔非賣品〕

茨城縣立農事試驗場

水戸市上市裡五軒町一一八九番地

印刷所 茨城印刷株式會社

水戸市上市裡五軒町一一八九番地

印刷人 松田芳次郎

326
244

終

